

— [コラム1] 「犯罪被害相談室」開設について —

犯罪被害者相談室の設立と、その歩み

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク特別顧問
公益社団法人被害者支援都民センター特別顧問
東京医科歯科大学名誉教授

山上 皓

1. はじめに

筆者は当時、東京医科歯科大学難治疾患研究所において、司法精神医学を専攻する精神科医（助教授）であった。主な研究課題は、犯罪と犯罪者の精神医学的研究と、精神障害の状態での犯罪行為に及ぶ者（触法精神障害者）の再犯防止策の研究であった。後者は、日本の刑法の制度的欠陥に起因する課題であり、犯行当時責任無能力の状態にあった精神障害者は罰しないと定めながらその後の処遇についての規定が無く、そのため釈放して、一般の精神病者処遇施設に収容することでその代用としてきたが、戦後、精神科病院の開放化が進む中で、その代役を果たせなくなっていた。そのため法務省は1970年代より保安処分制度の導入を図る刑法改正案を準備したが、これに対しては反対論が根強く（日本弁護士連合会、日本精神神経学会など）、国会への提出を諦めた経緯がある。筆者はその論争の過程で、法務省の協力を受けて全国の触法精神障害者の実態調査、長期追跡調査等を実施し、新たな処遇制度の必要性を実証しようと努めていた^{注1)}。

筆者が初めて犯罪被害者支援の必要性に気づいたのは1990年12月に、神奈川県警科捜研の上野厚心理課長と共に、社会安全研究財団の委託事業として、アメリカにおける犯罪対策の実情を視察・調査した時のことである。この調査で特に印象的であったことの 하나가、犯罪被害者支援への取り組みである。ニューヨークのある総合病院にはレイプ・クライシス・プログラムが1976年に設立されており、2名の専従ソーシャルワーカーが配置され、救急車で運ばれてくる月平均10人ほどの被害者にいつでもすぐにより添い、支えると同時に、多数の訓練されたボランティアが協力し、24時間体制で性犯罪被害者のクライシス・ラインに対応していた。また、ニューヨーク市警本部刑事局には既に1972年に性犯罪捜査班が設けられ、市警本部の連絡班6名（全員が女性警官）と市内各署に配置されている訓練を受けた70人ほどの捜査分隊の警官（ほぼ半数が女性）が協力し、被害者の心情に十分配慮した捜査と支援がされていた。社会をあげての被害者支援への取り組みを目にし、報告書には今後日本が取り組むべき課題の一つとして被害者支援体制の整備をも指摘し、同財団に提出した¹⁾。

この報告書がもとで、筆者は1991年10月3日に東京で開催された「犯罪被害給付制度10周年記念シンポジウム」における、パネルディスカッション「被害者救済の未来像」のパネリストの一人として招かれることになった^{注2)}。但し、その時点においても、自身が将来被害者支援に関わるようになるなどとは思ってなかった。

2. 犯罪被害給付制度10周年記念シンポジウムでの出来事

NOVAのマリーン・ヤング氏の基調講演に引き続いて開かれたパネルディスカッションにおいて、筆者はアメリカにおける被害者支援の充実ぶりを報告し、我が国でも支援活動を開始する必要があるのではないかと訴えたが、パネリストの中にはそのニーズを疑問視する声もあり、むしろ実態調査が先であるとする声が強かった。その中でフロアから一遺族（富山県の大久保恵美子氏）が発言を求め、自分

の体験をもとに、日本の被害者・遺族のおかれている窮状と、被害者の精神的サポートの必要性と支援活動開始への願いとを切々と述べられ、参加者の感動を呼んだ^{注2)}。

3. 犯罪被害者相談室の設立

設立に至る経緯：シンポジウムで受けた強烈な印象は、長く私の心に残り、あのような言葉を被害者に言わせるのは、社会がその責任を果たしていないからであると感じた。前年視察してきた充実した被害者支援を進めるアメリカと比べ、日本の犯罪被害者・遺族は、被害に遭うという不幸に加えて、被害者を放置するこの国で生きなければならないという二重の不幸を負っている。私の本来の研究テーマとは異なるが、アメリカの被害者支援の現場を視察し、被害者支援の必要性を理解した者としてできることはしたいと思い、教室の専攻生（心理カウンセラー）も協力を約したので相談室の設立を考え、「被害者心理研究会」を結成、警察庁の田村正博氏に相談し、犯罪被害救援基金より「犯罪被害者の心理及びその支援・救済策の研究（1992年～1995年）」を委託された。

犯罪被害者相談室（以下、相談室と略称する）の開設は1992年3月15日とされているが、当初構想した専攻生をリーダーとするチーム作りが難航したため、基金の松田健吾事務局長に心配をおかけしたが、ご理解いただき、暫くは瀧水良子氏（神奈川県警OB）と穴田富美子氏（いのちの電話経験者）が電話相談員を務め、事例によっては筆者が対応する体制をとっていた。その頃電話や手紙、面接等で筆者が直接対応した被害者遺族の方々の言葉や、犯罪被害救援基金の機関紙「ふれあい」の巻頭言^{注3)}を記した時の、『『被害者の人権が尊重される社会を』との見出しを見て涙が溢れました。』と記された遺族の方からのお手紙の内容が、今も強く印象に残っている。相談室のチームの中心には常勤の研究職員を置く必要があると考え、難治疾患研究所に要請して1993年2月に教務職員のポストを得、そこに筑波大学の小田教室^{注4)}の大学院生小西聖子氏を招くことで、チーム作りが円滑に進むようになった。同年5月には相談室に専用電話を設置し、精神科医1名（岡田幸之氏）、心理カウンセラー3名（瀧水良子氏、穴田富美子氏、木村由美子氏）を配置して活動を進め、相談件数は年々大きく増加していった。この間、相談室では常磐大学のJohn P.j.Dussich教授の協力を得て、アメリカのNOVAによる全国研修会や、イギリスのVSの大会にスタッフを派遣して研修資料等を入手し、自らの研修と将来の早期支援の開始に備えた。

相談活動を進める中で明らかにされた事実：広報活動も進む中で、全国各地から電話相談が寄せられるようになった。相談活動の中で、多くの犯罪被害者・遺族が心に深い傷を受け、何年も孤立して苦しんでいることが明らかになった。相談者にはPTSDの症状を訴える者が多く、ショックが大きすぎてしばらくは電話をかけることすらできなかったという人も多い。被害者が亡くなったという事実すら受け止めることができないままの人もいた。相談すること自体に、回復と気力が必要なことも分かってきた。また性犯罪被害者の中には、深刻な傷を受けながら誰にも話せず、「自分が悪かったから被害に遭った」と自分を責めている人も多かった。なかには被害以降、恐怖感や対人関係の不調のため、家に引きこもるなど、日常生活さえままならなくなっている人もおり、個人カウンセリングや医療機関との連携が必要とされることもあった。また、トラウマを受けた時の心理状態についての予備知識がないため、「自分がおかしくなってしまったのではないか」などと強い不安を感じる人もおり、このような場合、電話での簡単な説明や教育で回復できる人もいた。これらの経験から、より早期の被害者支援を全国各地で行われるようにしなければならないという思いが強まった。

サポートグループ「遺族の会」の開催：1994年4月に、同じ悩みを持つ遺族の方たちが集まり支え合う「遺族の会」を立ち上げ、定期的で開催し、そこを母体としてニュースレター（犯罪被害者相談室）の刊行を開始した。ニュースレターには、被害者・遺族の方々の体験と思いを投稿していただき、関係

機関や関係者に送り、犯罪被害者の心情と、支援の必要性を、広く理解していただけるよう努めた。

被災者の支援活動への参加と、研修会の開催：1995年1月の阪神淡路大震災では、大阪YWCAがボランティア組織「こころのケア・ネットワーク」を立ち上げたとの報に接すると同時に連絡を取り、小西氏らを派遣して当初よりその活動に参加し、相談室での活動の経験を活かし、ボランティアのトレーナー、スーパーバイザーとしての役割を務めた。このことが、翌年4月の「大阪被害者相談室」の設立へとつながった。その際に、相談室のスタッフが大阪のスタッフやボランティアの訓練に協力したが、これを契機として相談室では、警察庁の協力を得て、全国各地の心ある方々に呼び掛け、犯罪被害者支援団体を警察の協力を得て立ち上げるよう呼びかけ、その組織の立ち上げを円滑にするための研修会を東京で開くなどし、活動内容とその幅を広げていった。これらの成果は1996年6月に犯罪被害救援基金に報告書として提出されている³⁾。

4. セコム科学技術振興財団による寄付講座の開設（1996年4月～1998年3月）

犯罪被害救援基金による資金援助が期限を迎えるのを前にして、セコム科学技術振興財団より2年間の期限を有する「犯罪被害者の心理と支援の研究」をテーマとする寄付講座（年間予算2千万円）を提供する旨の申し出を受けた。部門名は、「被害行動学（セコム）研究部門」とし、小西氏を指導教官・助教授、岡田幸之氏を助手としたが、筆者の研究室の一部を使用し、実質的には犯罪精神医学研究室と、被害行動学研究部門及び犯罪被害者相談室のスタッフが一体となって、それぞれに協力して研究と活動を展開した。この研究部門では被害者の受けるトラウマやPTSDに関する各種調査研究も行われ、その成果については1998年6月にセコム科学技術振興財団に報告書として提出された⁴⁾。

この間に、犯罪被害者相談室の相談体制も充実し、相談件数も加速度的に増加した。1997年の記録によれば、相談の担当スタッフは、精神科医3名（大学教官）、心理カウンセラー5名（非常勤）、補助スタッフ3名（非常勤）ボランティアスタッフ5名であり、警視庁や埼玉県警で被害者支援を担当することになるスタッフも交代で研修を受けている。1997年度の相談受理件数は1182件（電話相談759件、面接相談403件等）に及び、新規受理事例の被害罪名別を見ると、強姦（50例）、その他性被害（49例）、交通被害者・遺族（28例）、殺人・遺族（11例）などが多くを占めていた。

5. 社団法人被害者支援都民センターの設立

1998年3月に寄付研究部門が終了し、小西氏らが武蔵野女子大学（現武蔵野大学）に移られた後は、穴田富美子氏を相談室長として相談活動を続け、カウンセリングやボランティアの育成については、江端玲子氏、頼住孝子氏（心理カウンセラー）、望月広子氏らに協力していただいた。富山の久保恵美子氏からは、折に触れ協力や助言をしていただいた。この頃より、相談室の活動は、電話相談や心理カウンセリングにとどまらず、警察の協力を得て事件後早期に被害者に接して開始する早期支援開始への準備を始めていた。じきに警視庁の全面的な協力を受けて、筆者を発起人代表とする被害者支援センターの設立準備が開始され、2000年2月22日に「社団法人被害者支援都民センター」の設立発起人会が開かれ、宮澤浩一教授を理事長とし、筆者も副理事長としてその活動を支えることになり、犯罪被害者相談室は発展的に解消されることとなった。

被害者支援都民センターの活動は、2000年4月1日より開始された。久保恵美子氏には支援室長として当初から参加して（富山県内の自宅より毎週通って）いただいたが、保健師としての自らの経験も生かされ、支援スタッフの指導・訓練と、早期直接的支援の展開に重要な役割を果たされた。また、かつて犯罪被害者相談室に埼玉県警から長期間派遣され、熱心に研修を積まれた阿久津輝美氏も、県警を辞して都民センターに支援員として加わり、現在支援室長として活躍されている。

被害者支援都民センターについてはまだ述べたいこともあるが、与えられた紙数も尽きたので、ここで筆を置かせていただく。

注1) 触法精神障害者の実態と処遇策の研究

東京医科歯科大学難治疾患研究所は当時全部門を先端的生命科学分野の研究部門に純化しようとする構造改革の途上にあり、筆者の所属する犯罪精神医学部門は教授会で縮小ないしは廃止の検討対象とされる部門の一つとされたが、司法精神医学の研究を専門とする国内唯一の研究部門であり、取り組んできた研究課題の社会的重要性もあり、外部有識者の助言もあって存続は認められたが、研究スタッフ数と研究費を大きく減じられた。筆者はセコムの飯田亮会長に面会を求め、実情を説明し、研究費の援助を受けることができた。そのおかげで、触法精神障害者の実態調査、長期追跡調査が実施でき、その成果が実り、2003年の「心神喪失者等医療観察法」の制定に寄与し、医療観察制度が実現された。なお、この時のセコム科学技術振興財団からの支援が縁となり、後の寄付講座「被害行動学（セコム）研究部門」の開設に繋がった。

注2) 犯罪被害給付制度10周年記念シンポジウムへのパネリストとしての参加

1991年の夏に、警察庁給与厚生課の田村正博理事官と安田孝彦課長補佐が筆者の研究室を訪れ、「被害者救済の未来像」と題するパネルディスカッションにパネリストの一人として参加することを求められた。筆者はその年の春に、アメリカの犯罪対策を視察し、被害者支援の必要性についても触れた報告書を提出していたが、それを見た上での要請であった。聞いてみると、パネリストの多くは日本被害者学会に所属する法学者であり、テーマも筆者の専門とする司法精神医学の主要研究課題とは異なるので、一度はお断りし、お詫びしてお引き取りいただいた。ところが、数週間後にその二人が、上司の黒澤正和課長を伴われて来訪し、再度参加を求められた。その熱意ある要請を断ることはできないと感じ、お引き受けしたものである。後で知ったことであるが、警察庁の担当者は日本の被害者支援策が欧米諸国に大きく後れを取っていることをすでに知っていて、このシンポジウムをより有意義なものとするために、その事実を指摘できるパネリストの参加がぜひ必要と考えていたようである。その事実、その前年に安田氏が筆者らの調査に先立って、3カ月間渡米して「アメリカ合衆国における犯罪被害者救済制度調査研究」を実施し、その報告書（部内資料）の最後に「今後の問題」として、「期間も限定されていたこともあって、残念ながら十分にアメリカ合衆国の制度全体について網羅したとは言い難いのが実情である。・・・特に精神面での様々な被害者救済への活動、(カウンセリング、被害者相互の支援グループ等)の実態については深く掘り下げる機会を持てなかった。・・・アメリカ合衆国の制度の研究をさらに深めるとともに、今後数年に亘り、その他の国の制度を調査・研究し、日本における被害者のニーズ、心理等に合致した制度を検討していく必要があると考える。」と記されていたことにも、窺うことができる。

注3) 犯罪被害給付制度10周年記念シンポジウムにおける大久保恵美子氏の発言概要

「被害者の生の声を皆さんに是非聞いて欲しいと思います。私の息子は去年の10月12日、飲酒運転者に殺されました。その後数ヶ月間自分はどのように生きてゆけばよいか分からず、精神的に自分を助けてくれるものを懸命に探しましたが、日本には何もなく、たまたま、アメリカの友人の紹介で、10日前にMADD（飲酒運転に反対する母の会）を訪ねてきたところです。日本では、今日のお話でもお金に関するものが多く、先ほどパネリストの先生からも『日本では、被害者の声として出てこない、被害者の本当にそれがニーズなのか』という発言もありました。でも、被害者の立場になりますと、はい、私が被害に遭いましたと言って、大きな声で泣けるような社会ではありません。いまの日本では、被害者は大きな声で泣くことさえできず、じっと我慢するほかは無いです。でも、それはおかしいと思いま

す。……子供を殺された親は、皆、他の親たちやこれからの自分の子供たちに同じつらい思いは絶対させたくない、そういう気持ちでいっぱいです。上手に支援してくださる方たちがいれば、どんな協力でも惜しみません。子供を殺されたという、この上ない大きな被害のことを考えたら、何でもできます。私だけではなく、同じ目にあった皆さんがそう言っています。10周年記念シンポジウムが開かれたこの機会に、是非是非、第一歩でもいいんです、一歩だけでも踏み出してください、お願いいたします。」全文は文献2)を参照。

注4)「被害者の人権が尊重される社会を」と題する巻頭言は、犯罪被害救援基金の第39号(1992年6月)に、遺族の方に宛てた相談室開設のご挨拶文で、相談室開設の経緯を記したものであるが、その書き出しと、最後の言葉に、相談室設立の意図が込められた文章があるので、ここに記させていただく。「戦後、民主憲法の下で、国民は等しく『生命、自由及び幸福を追求する権利』を国家によって保障されるようになったとされておりますが、犯罪被害者や家族の方々についても、はたしてそう言えるでしょうか。わが国では、被疑者や被告人あるいは受刑者としての犯罪者の人権問題が声高に論じられることがよくありますが、それと比較して、彼らの犯行の犠牲になった被害者の人権に注意の払われることがあまりにも少ないように思われます。一昨年、アメリカの犯罪対策の現状を視察して、私にとって最も印象的であったことの一つが、犯罪被害者の人権の重視に関連するものでした。……読者の皆様も、必要ときはいつでもご連絡ください。犯罪によって不当に負わされた傷への必要な手当てを求めることはアメリカの被害者と同様、皆さまにも当然の権利としてあるのですから。私たちは、この国においても、犯罪被害者の人権が十分に尊重され、被害者の方々の声が施策に反映される中で不幸な犯罪が防止されて行く、そのような日が近く来ることを心より願いながら、この活動を続けてまいります。」

注5) 筑波大学社会医学系の小田晋教授は、筆者の教室の尊敬する先輩であり、多くの優秀な大学院生を擁しており、両教室は研究会や学会活動などで交流の機会を多く持っていた。

文献

- 1) 外国犯罪研究会編：アメリカにおける子供の誘拐殺人、虐待等の「子どもが被害者となる犯罪」の実態等についての調査研究。財団法人社会安全研究財団・委託研究 報告書 (1993年3月)
- 2) 「被害者救済の未来像」(犯罪被害給付制度発足・犯罪被害救援基金設立10周年近年シンポジウム・パネルディスカッション。警察学論集 44巻12号、1991)
- 3) 犯罪被害者実態調査研究会編：犯罪被害者の実態調査報告書(犯罪被害救援基金委託研究)1995
- 4) 東京医科歯科大学難治疾患研究所：被害行動学(セコム)研究部門及び関連分野研究活動報告書1998